

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ①

「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資」の申込受付期間を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している区内事業者を対象に「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資」を設けています。

当融資の申込受付期間を令和3年3月31日まで延長します。

融資の詳細については、世田谷区ホームページ「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資」をご確認ください。

お問合せ 公益財団法人世田谷区産業振興公社
TEL:03-3411-6603



「新しい生活様式」に対応する事業者を応援します

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う区内経済への影響は長期化が予想され、今後「新しい生活様式」の中で経済活動を維持していくことが求められています。

区では、「新しい生活様式」へ対応した業態転換や経営の多角化等新たなサービスを実施するための経費を一部補助しています。

補助金額は、1事業者あたり最大10万円です。

〈補助対象事例〉

- 店舗での雑貨販売に加え、オンラインでの雑貨販売を開始する
(経費:パソコン購入費、広告費、システム構築委託費等)
- 店舗での呉服販売に加え、郵送による呉服の仕立て直しを行う
(経費:縫製用のミシン購入費、広告費、郵送用のボックス購入費等)
- 店内での飲食以外に、デリバリーでの販売を始める
(経費:搬送用自転車購入費、広告費、持帰り用容器購入費)

詳しくは区ホームページをご覧ください。

お問合せ 世田谷区経済産業部商業課
TEL:03-3411-6668



【無料】経営支援コーディネーターにご相談ください!

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた中小事業者の経営改善やWEB活用、広告販売促進など…経営に関するお悩みを専門家である経営支援コーディネーター(中小企業診断士等)にぜひ相談ください。

●対象…主な事業所が世田谷区内にある中小事業者

●ご利用方法…

- ①電話で初回相談日を予約(毎週火曜)
 - ②予約日に来所してご相談(1回1時間程度)
 - ③2回目以降、状況に応じて経営支援コーディネーターが事業所を訪問、または来所相談
- その他、詳細はお問い合わせください。



田島診断士



松原診断士



小林診断士

お問合せ 公益財団法人世田谷区産業振興公社 商業・ものづくり・経営支援係
TEL:03-3411-6613

東京信用保証協会からのご案内

新型コロナウイルス感染症にかかる保証制度などのご案内

東京信用保証協会では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている都内中小企業の皆様の資金繰りを支援します。東京都制度融資「感染症全国」は信用保証料負担だけでなく、借入れから当初3年間の利子負担も原則ゼロとなります。

この「感染症全国」に、他の東京都制度融資の感染症対応メニューを組み合わせることで、最大1億円まで当初3年間無利子でのお借入れも可能となりますので、ご活用ください。

●利子補給や信用保証料補助の対象となる方等の制度詳細については当協会ホームページの新型コロナウイルス感染症情報ページをご覧ください。当協会渋谷支店にお問い合わせください。

●初めて当協会のご利用をお考えのお客様向けに、保証申込手続等のご質問にお答えする専用ダイヤルを開設しています。お気軽にお問い合わせください。

専用ダイヤル TEL:03-3272-3168/平日9:00~17:00

お問合せ 東京信用保証協会渋谷支店
TEL:03-5468-0135



マル経融資のご案内

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)は小規模事業者の経営をバックアップするために無担保・無保証人で商工会議所の推薦に基づく日本政策金融公庫の公的融資制度です。

【一般のマル経融資】

- 融資限度額⇒2,000万円
- 返済期間⇒運転資金:7年以内・設備資金:10年以内
- 担保・保証人⇒不要(保証協会の保証も不要です)
- 融資利率⇒1.21%(2020年8月3日現在)

※世田谷区から、3年間支払利子の30%の利子補給金が支給されます。

(利子補給制度には一定の要件があります)

【新型コロナウイルス対策マル経】

一般のマル経融資とは別枠になります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、最近1か月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少した方が対象です。

- 融資限度額⇒1,000万円
- 返済期間⇒運転資金:7年以内・設備資金:10年以内
- 担保・保証人⇒不要(保証協会の保証も不要です)
- 融資利率⇒経営改善利率1.21%(2020年8月3日現在)

より当初3年間、0.9%引き下げ

※売上高が急減した事業者については、国の特別利子補給制度により、当初3年間は実質無利子となります。

※利率は金融情勢により変わることがあります。

※限度額の取扱いは2021年3月末の日本政策金融公庫受付分まで。

条件等は、変更となる場合があります。

※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。

詳しくは、東京商工会議所世田谷支部まで。

お問合せ 東京商工会議所世田谷支部 TEL:03-3413-1461